

|        |        |        |        |        |   |
|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 新<br>規 | 更<br>新 | 変<br>更 | 第<br>年 | 号<br>月 | 日 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---|

道路占用 許可申請 協議 書

(宛先) 上越市長

年 月 日

〒  
住 所  
氏 名  
担当者  
T E L

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 協議 します。  
道路法 第35条

|             |                          |   |               |       |     |
|-------------|--------------------------|---|---------------|-------|-----|
| 占用の目的       |                          |   |               |       |     |
| 占用の場所       | 路線名                      |   | 車道・歩道・その他     |       |     |
|             | 場<br>所                   |   |               |       |     |
| 占用物件        | 名 称                      |   | 規 模           |       | 数 量 |
|             |                          |   |               |       |     |
| 占用の期間       | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 間 | 占用物件<br>の 構 造 |       |     |
| 工事の期間       | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで | 間 | 工事实施<br>の 方 法 | 請負・自営 |     |
| 道路の<br>復旧方法 |                          |   | 添付書類          |       |     |
| 備 考         |                          |   |               |       |     |

記載要領

- 「許可申請 協議」、第32条 及び 「許可申請 協議」については、該当するものを☒で囲むこと。
- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 新<br>規 | 更<br>新 | 変<br>更 |
|--------|--------|--------|

については、該当するものを☒で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄には所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合には代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを☒で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

## 添付書類

- 1 占用場所の位置図
- 2 占用場所の平面図、横断面図及び縦断面図
- 3 占用物件の構造図
- 4 道路の掘削断面図及び復旧断面図
- 5 他の官公署の許認可書又は確認書の写し
- 6 隣接の土地の利害関係人の同意書
- 7 現況写真
- 8 地元町内会長の同意書

※(1)記載された個人情報、道路占有に関する業務以外には使用しません。

また、添付書類に記載された個人情報についても、同様の取扱いとします。

(2)この決定により暴力団を利することとなると認めるときは、この決定を行わず、若しくは取り消し、又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止する等の措置を講ずる場合があります。